

第5節 公共財としてのECEC

ECECを公共財とみなす理論的根拠は、Cleveland and Krashinsky (2003)によって概説されている。このカナダの経済学者たちの指摘によると、ECECを公共財として扱うことに対する賛成論は、公教育に対する賛成論に類似している。要するに、乳幼児期サービスは、直接の個人的利益や消費の便益を超えた外部性 (externalities)⁹をもたらすのである。早い時期からの教育とケアは、国内の子どもの全般的健康、将来の学業成績、労働市場の規模と柔軟性、社会的結束といった公共の利益に貢献する (付録D参照)。しかし、乳幼児期サービスはまた、「市場の失敗」に陥りやすい。つまり、消費者にとって正確な判断が難しい特性があり、サービス購入の誤りが乳幼児の発達に重大な影響を及ぼす可能性がある。教育が繰り返しの可能なプロセスであることはめったにない。返品・交換可能な製品を購入することとは異なり、乳幼児期の子どもを劣悪な環境から救出しても、それまでの機会損失を埋め合わせることはできない。一方、劣悪なサービスを利用し続けると、実際に子どもの発達を阻害する結果を招く可能性がある (NICHD, 1997)。加えて、市場経済にさらされている乳幼児期サービスは、危機的な供給不足と質の悪さに悩まされる傾向があり、これらすべての点から見て、政府による介入が適切と考えられる。さらにまた高い質の乳幼児期サービスによって社会にもたらされる利益は、そのコストをはるかに超える事実を考えると、政府の関与は正当化される (付録D参照)。

OECD諸国の現実はこのような議論を裏付けている。大部分の加盟国で、乳幼児期サービスの財源の大半は公的なものであり、サービスに対する政府の広範な規制が実施されている。自由主義経済国においてのみ、乳幼児期サービスの自立した大規模な市場が見られるが、これらの国々のなかでもアイルランド、オランダ、イギリスは、すべての人が利用できる乳幼児期教育を、毎日数時間、少なくとも4年間無償で提供している。アメリカでは、46の州が現在では何らかの形で公的資金によるプレキンダーガーデン教育を4歳児に導入しており、ジョージア州、オクラホマ州、ニューヨーク州の3つの州は (原則として) こうしたプログラムをすべての子どもに開放している。しかし、乳幼児期の教育は公共財であるという考えが広く受け入れられているにもかかわらず、政府によるECEC整備とそれを利用する権利は、OECD諸国の間で大きく異なっている (表4.1、表4.2参照)。

公教育制度、つまり乳幼児期サービスの特殊性を尊重する統合的教育理念に基づいた教育制度との関係を強化することがECECを公共財と認めさせる第一歩であろう、と主張する評論家もいる (Barnett 他, 2004)。幼稚園と幼児教育の教育的効果が公的に認められれば、これらのサービスは定期的に公的資金を受ける権利をもつようになり、多くの場合、公的サービスのメインストリームに位置づけられるようになる。